

裏面白紙

内閣外乙第三一號

書記官長

昭和二十一年十月一日

内閣書記官長



樞密院書記官長殿

事務官

國旗掲揚に関する件

標記の件について、別紙のとほり終戦連絡中央事務局次長から申越されたので移牒する。

16

絡政安合第六三一號

昭和二十一年九月二十六日

別紙添附

終戦連絡中央事務局次長 白洲 次郎 謹

内閣書記官長 林 譲 治 殿

國旗掲揚に関する件

観覧船に萬國旗裝飾方に関する。別紙甲號寫の通り神戸事務局長より照會があつたので、聯合國軍總司令部にこれが許可方申請した處、別紙乙號寫の通り萬國旗並びに國旗の掲揚に關し指示があつたので連絡する。なほ將來の参考のため、貴關係方面に右趣旨周知方取計はれたい。

本信送付先 内閣書記官長

各省次官

各終戦連絡地方事務局長、同出張所長

別紙甲號

昭和二一、五六〇三 平 神戸 九月六日一五、一五發 絡線

本省 七日〇八、四、五着

吉田總裁

田中事務局長

(神戸港觀覽船に萬國旗裝飾方申請の件)

神戸市においては來る九月二十一日及二十二日の兩日復興祭を行ひその際一般市民の神戸港見學のため觀覽船を仕立てることとなつてゐるか右觀覽船を日本國旗を含む萬國旗をもつて裝飾するの計畫を樹て兵庫軍政部に照會したところ本件に關しては終戦中  
央事務局を通じて總司令部より承認を受くるやう申込んで來たので右御申請の上結果至急御覆電を請ふ (了)

別紙乙號

國旗掲揚に関する件

九月十六日

九月十八日總司令部より中佐及びコープ大尉と會談し、神戸市における復興祭において神戸港觀覽船の萬國旗掲揚案に對し、總司令部として日本が聯合軍の占領下にある現在とし、更に萬國旗を掲揚し得る時機にあるもの認め、行かない。更に又かかるお祭に聯合軍の國旗が毀損されるやいな、復興祭といふやうな地方的な且つ重要性のないお祭に掲揚すること認め、行かない。

三、日本國旗を掲揚する場合に關して總司令部としては、(イ)十二の國家的祝祭日に掲揚することに原則として異存のないこと、(ロ)大體明かになつてゐる。従つて今後は同じ祝祭日における國旗掲揚については、總司令部の承認を申請する必要がある。この徹底せざるは、價問したのに關聯して、現地部隊に周知方その都度申出るやうにして貰ふは、(ロ)右以外の場合について統一的な方針を定める譯に行かない。

は、(イ)地方的問題に關しては地方の事務局から他の軍政廳に申出で地方的に解決しては、いかか越べたのに對し、地方の軍政廳として、許否に迷ふことがありうるし、又他の地方の振合も考へて、結局中央にもつて來ることなると思ふから、面會でも一々中央で考慮するほかない。したが、し、自分としては、地方的な場合における國旗の掲揚は原則として贊成ではない。

許 會談内容中(イ)の十二の國家的祝祭日は昭和二年三月四日勅令第二十五號の祝祭日をいふ。

